

令和7年度 高知市防災会議 会議録

日時：令和8年2月20日(金) 10:30~11:30

場所：総合あんしんセンター3階 大会議室

1 開会 (10:30)

◇ 開会挨拶

○ 桑名会長（高知市長）

おはようございます。本日はお忙しいところ、令和7年度の高知市防災会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、高知市の防災行政はもとより、高知市の市政全般にわたりまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことにも感謝を申し上げる次第でございます。

さて、去年は8月でございますけれども、九州地方に線状降水帯が発生し、鹿児島県におきましては24時間雨量が500ミリを超えるという豪雨が発生したところでございます。また、12月には、東北地方の青森県東方沖を震源とする大きな地震が発生し、震度6強という地域が発生したところでございます。本当にこの災害というものが、身近に、そしてまた間近に迫ってきているなということを感じた一年でございました。

さて、本市といたしましては、南海トラフ地震に対しまして、まずは「揺れから命を守る」、そして「津波から命を守る」、もう一つが「守った命をつなぎ止める」。そしてもう一つ、これは「地域防災力の向上」という、この4つの柱をもとに、今、対策を作っているところでございます。加えまして、もし発災したときには、直ちに、応急・復旧・復興ができる体制を作るということで、今進めているところでございます。

こういったことが、やはり自助・共助・公助という、そしてまたそれぞれの機関の連携ということが必要になるかと思っておりますので、皆様のご協力をお願いしたいところでございます。

そして、特に去年はですね、国の交付金を活用いたしまして、シェルターテント等の資機材の備えを進めさせていただきました。また、皆様のお手元にもお配りしておりますけれども、民間の皆様方がそういった資機材を購入するときには助成をするという制度も作らせていただきました。そして、民間の皆様方を対象に、災害時の協力避難所としての登録制度というものも、新たに創設をしたところでございます。

そして地域におきましては、地区別事前復興まちづくり計画ということで、今進めておまして、先般、潮江地区でワークショップが開かれたところでございます。

そしてこれからですね、高知県におきましては、新たな被害想定というものの検討が進められており、今年3月が公表予定でございますけれども、市町村別の人的被害や建物被害等が公表されるというふう聞いております。新たな想定被害を踏まえ、本市におきまして、南海トラフ地震対策をアップデートしていきたいと考えておりますので、この点についてもご協力をお願いしたいというふうに思います。

今日は、それぞれの議題がございます。また、今日は、高知地方気象台長の藤本様にご

講演をいただくことになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。忌憚のないご意見をいただき、そして市民の皆様方の安全・安心というものを決定づける、そういった機会になる会にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◇ 防災会議の成立について

○ 事務局（高知市防災政策課）

委員 60 名中 40 名の出席により、「高知市防災会議運営規則第 3 条第 1 項」に基づき、本会が成立していることを報告。（出席者については、参考資料 3）

2 議 題 … 高知市地域防災計画の修正について

◇ 修正案についての説明

○ 事務局（高知市防災政策課）

資料 1 に沿って説明。

計画の目的でございますが、内容をまとめますと、災害対策基本法第 42 条に基づきまして、高知市防災会議が作成する計画でございます。

今回の修正の狙いでございますが、防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等が、それぞれ相互に連携・協力した災害予防、災害応急復旧及び災害復興活動を行うための、本市の総合的な防災行政の基本方針を定めることを目的としております。

この計画に基づき、具体的な計画につきましては、別途定めることとなっております。

主な修正内容につきまして、災害対策基本法の改正が令和 7 年 6 月 4 日に行われて、これに基づいたもの、また、令和 6 年能登半島地震を踏まえて修正された国の防災基本計画（令和 7 年 7 月 1 日修正）の内容や、本市独自の取組等について、本市の地域防災計画に反映したものでございます。

資料 1 の左側の「国による災害対応の強化」に伴う修正につきまして、

1 国に対する応急措置実施の要請

指定行政機関または指定地方行政機関に関する応急措置実施の要請及び要請を待たずに実施する応急措置に関する規定を追加しております。

2 被災者支援の充実

丸の 1 つ目、広域避難時の避難元・避難先市町村間の相互連携。そして 2 つ目、災害時要配慮者への福祉サービスの提供。これは災害救助法の改正に伴う福祉サービスの提供に関する記載を追加しております。

3 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

保健医療調整本部の設置等の見直しを行っております。

4 防災 DX の推進

丸の 1 つ目、各種防災関連システムの利活用の推進。研修を含めた実施としま

して、内閣府の新物資システム「B-PLo」等の防災関連システムの操作研修や、訓練の実施に関する記載を追加しております。丸の2つ目、避難所開設時における全国共通避難所ナンバー（場所 ID）の付与について記載を追加しております。

次に右側、「本市の取組を反映した修正」でございます。

1 住宅倒壊の抑制

丸の1つ目、感震ブレーカー設置の普及促進、普及啓発、広報活動の推進に関する記載を追加しております。また2つ目、盛土規制法に基づき把握した既存盛土等の周知。これは令和6年度に実施した既存盛土等実態調査の結果の周知に関する記載を追加しております。

2 救助・救出体制の強化

安否不明者等の氏名等、迅速な提供ということで、関連するマニュアルを踏まえた県への情報提供に関する記載を追加しております。

3 官民連携の取組強化

丸の1つ目に、民間事業者と地域住民との連携強化、丸の2つ目には、災害時協力避難所の登録促進ということで、災害時に避難所として利用が可能な民間施設を登録する「災害時協力避難所」に関する記載を追加しております。

4 その他

令和7年度の機構改革を踏まえた修正及び関係機関からいただいた意見を反映した修正を行っております。

資料2に沿って説明。

左欄に修正前の旧内容が、右欄に修正後の新しい内容を対照表として記載しています。今回、追加や修正があった箇所につきまして下線を引いていますが、多岐にわたるため、軽微な文言修正や名称変更については説明を割愛させていただきまして、主な修正項目について説明させていただきます。右の欄、新（修正後）を中心に説明させていただきます。

・指定公共機関の新設・名称変更（P1）

「指定公共機関」の中で、新設された「四国行政評価支局 高知行政監視行政相談センター」や「NTT 西日本株式会社」など、関係機関の追加や名称変更が行われております。

・人的被害情報の対応について（P16）

「安否不明者の氏名等の公表に関する取扱いを整理したマニュアルを作成する」という記載について、当該マニュアルが今年度末に完成予定であることから、マニュアルに基づく研修や訓練実施による体制確立について記載しております。

・新物資システム（B-PLo）の利活用の促進について（P18）

資料1でも申し上げましたとおり、新物資システム（B-PLo）の操作研修や訓練の

実施に努め、防災 DX を加速化させることについて記載しております。

・ 国に対する応急措置実施について (P25)

資料 1 でも申し上げましたとおり、災害対策基本法の改正に基づき、市が国に対して直接、指定行政機関等の応急措置を要請できる仕組み、また国が要請を待たずに措置を講じる際の市の対応について、手続の明確化を図っております。

・ 災害時協力避難所の登録制度について (P31)

新設された「災害時協力避難所」の定義と運用について記載しております。民間施設の所有者等との協定に基づき、災害時に一時的に避難所として活用できる体制を構築するための根拠を明確にしております。

・ 感震ブレーカー設置の普及推進について (P40)

先ほど資料 1 で申し上げました、住宅の耐震化及び「感震ブレーカー」の設置促進に関する文言を追加しております。感震ブレーカーの設置普及に向けた広報活動の推進、および関係団体との連携について具体的に記載しております。

・ 防災訓練計画について (P56)

総合防災訓練、災害対策本部運営訓練、図上訓練といった様々な訓練における多角化や、本市における近年の実績等を踏まえ、今後、更なる実効性の確保を目的とし、総合防災訓練の訓練回数に関する記載を削除しております。

◇ 質 疑

- 特になし

◇ 承 認

- 「高知市地域防災計画修正案」について、委員からは異議なしということで、承認された。

3 報 告

(1) 震度分布・津波浸水予測の公表について

- 事務局（高知市防災政策課）

資料 3 に沿って説明。

国の被害想定の見直しを受けまして、令和 7 年 10 月に高知県版の南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測が公表されております。この震度分布・津波浸水予測は、平成 24 年に高知県が公表したものがベースとなっておりますが、令和 7 年 3 月に国が公表した新たな被害想定に基づき、県内の詳細なデータなどを反映して、より緻密に、精査されたものでございます。

震度分布につきましては、約 3 % 程度、震度 7 の割合が増加しており、津波浸水予測につきましては、約 7 % 程度、浸水面積が減少しているという結果になっております。

本市としましても、これを受け、地震津波ハザードマップの改訂を進めておりま

して、令和8年3月末を目途に、高知市の地震・津波ハザードマップを改訂・公表する予定で取り組んでおります。また、揺れから命を守る対策として、住宅の耐震化、家具等の転倒防止、感震ブレーカーの設置推進、津波から命を守る対策として、地区別津波避難計画・津波避難マップの更新、避難行動要支援者の個別避難計画促進について、引き続き進めていくこととしております。

(2) 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組について

○ 事務局（高知市防災政策課）

資料4に沿って説明。

1 ページ目上段の左側に、避難所避難者数について、右側には指定避難所の確保状況について記載しておりますが、本市では指定避難所の数が依然として不足している状況でございます。こうした課題に対しまして、高知県様をはじめ、関係機関の皆様、そしてまた市民の皆様にご協力をいただきながら、取り組んでいる内容を報告させていただきます。

広域避難の推進について、高知県様にもご協力をいただき、令和4年度には仁淀川町様、令和5年度にはいの町様、令和7年度には香美市様と協定を締結し、計14施設、3,609人分の避難スペースを確保しております。

右側、災害時協力避難所登録制度の創設について、災害時に避難所として利用が可能な民間施設を事前に登録する制度でございますが、本年1月から登録受付を開始し、1月末時点で2施設を登録し、約700人分の避難スペースを確保しております。

2 ページ目をご確認ください。地方創生交付金の活用ということで、国の交付金を活用いたしまして、シェルターテント、マンホールトイレ、衛星携帯電話、医療機器用蓄電装置、これらを購入しております。また、その下ですが、民間事業者防災資機材等整備費補助金の創設ということで、令和8年1月末の時点で、計8者の企業様に補助金を交付しております。

右側、民間事業者との協定締結でございます。市内の入浴施設2施設を運営する、株式会社創裕様と協定を締結させていただいております。「災害時における入浴機会の提供に関する協定」ということで、入浴機会の提供はもとより、飲食、洗濯・乾燥機会の提供もいただけるということで、大変心強い協定を締結しております。

その下ですが、高知学園大学・高知学園短期大学様と、内閣府のモデル事業を実施した経過もございまして、協定を結んでおります。課題でありました、「避難環境の質的向上に関する相互連携に関する協定」ということで、同学が持つ幼児教育、歯科衛生、管理栄養、看護、臨床検査などの専門性を活かして、平時の訓練参加や、助言等で災害時にもご協力をいただけるということで協定を締結しております。

(3) 訓練の実施状況について

○ 事務局（高知市防災政策課）

資料5に沿って説明。

1つ目、高知県総合防災訓練につきまして、高知県様をはじめ、関係機関の皆様方に協力いただきました。令和7年6月1日、高知県総合防災訓練・地域防災フェスティバルが高須浄化センターで行われました。こちらの訓練をメインとしながら、左側、サテライト会場としまして、能登半島地震等を踏まえた中山間地域の孤立対策の訓練である高知市孤立地域支援訓練を、令和7年5月25日に実施しました。実際にヘリを飛ばしたり、協定締結事業者である ALSOK 様のドローンを使ったりということで、関係機関の皆様方のご協力をいただきまして、本訓練を実施したところでございます。

2ページ目をご覧ください。こちらは政府本部運営訓練でございます。令和7年9月1日、政府が行う緊急災害対策本部会議に、市長、両副市長出席のもと、オンラインにて参加し、情報伝達の訓練を行いました。訓練内容としまして、災害対策本部の設置報告、津波浸水区域内における避難者の状況報告を行っております。

3ページ目になりますが、物資配送訓練でございます。令和7年11月10日に、高知県中央東地域本部主催の訓練とセットで実施させていただきました。会場が東部総合運動場になりまして、本市の物資配送拠点になります。訓練内容につきましては、物資配送計画に基づく物資配送拠点の開設、レイアウト作成などの訓練を行いました。本訓練には、協定締結事業者である中四国丸和ロジスティクス様にご参加いただきまして、専門性を活かし、フォークリフトの運転方法や物資の積み込み方など、具体的に現場でご指導いただきました。

(4) 地区別事前復興まちづくり計画について

○ 事務局（高知市防災政策課）

資料6に沿って説明。

1ページ目をご覧ください。本計画は、令和5年度から取り組んでおりまして、令和6年11月に本市の基本方針を策定し、現在は、地区別事前復興まちづくり計画の策定を進めているところでございます。高知県が令和6年5月に公表しました津波浸水シミュレーションを基に対象地区を選定し、①計画案の作成、②地元ワークショップの開催、③意見反映の順に計画策定を進めております。意見収集につきましては、ワークショップのほか、ウェブ上の意見投稿プラットフォームや中学生アンケートを実施しております。

続いて2ページです。現在、8地区を3つの区分で整理して進めており、進捗状況は「意見収集中」が2地区、「実施準備中」が3地区、「計画案作成中」が3地区でございます。

3ページをご覧ください。潮江地区は、広範囲で浸水深1～2メートルが想定される地区であり、「二線堤形成案」と「防災拠点形成案」の2案の復興パターンをお示ししております。

「二線堤案」に対しては「津波から広く守れる」といった意見や、二線堤の位置の検討が必要といった意見がございました。「防災拠点形成案」に対しては、地震だけでなく水害への効果や、公園の防災拠点活用を評価する声がありました。そのほか、

共通意見として、両案を合わせた案がいいのではないかといった意見や将来人口を見据えてまちのコンパクト化を求める意見もございました。ページ右側には、住民意見を踏まえた修正案を記載しており、第2回ワークショップで提示しております。

4ページをご覧ください。三里地区は、種崎地区など被害が大きいと想定される地域を中心に、「嵩上げ案」と「移転対応案」の2案で整理しています。

嵩上げを広範囲で望む声や、浸水後に同じ場所で暮らすことへの不安がある一方、コミュニティ維持を評価する声もあります。移転案については、具体的な移転先の提案がある一方、コミュニティの分断や新しい地域でのつながりへの不安といった意見が挙がっています。そのほか、狭い道路の拡幅、高齢者配慮の災害公営住宅整備、まちのコンパクト化を求める声がありました。これらを踏まえ、修正案では種崎地区の嵩上げ範囲と道路ネットワークの整備について浸水エリアに応じて検討した3案を提示しています。

また、移転対応案に関しては、住民から提案のあった移転先候補について関係課と協議し、現時点で計画反映が難しいものは理由を整理しつつ、近接地区での移転検討や災害公営住宅の検討を計画に明記しています。

5ページをご覧ください。最後に今後の事業スケジュールです。地区別の計画案の作成は令和6・7年度に行い、令和7・8年度にワークショップ等で住民意見を反映させて計画を策定してまいります。ワークショップにつきましては、第1期の潮江・三里地区では今後、3回目を行い、完了する予定でございます。第2期の中央、長浜地区では現在、一部ワークショップが始まっております、その他は順次、開催の準備を行っております。第3期、残りの地区になりますが、来年度の5月から3月までに実施し、令和8年度末の事前復興まちづくり計画の完成を目指します。以上で説明を終わります。

◇ 質 疑

- 特になし

◇ 議事終了

4 講 演

◇ 「新たな防災気象情報について」

- 高知地方気象台 台長 藤本 英生

5 閉 会 (11 : 30)

会議録署名人

高知県危機管理部長

NTT 西日本株式会社

高知支店 設備部長
